

新規事業や、生産性を向上させる取組を応援します！

令和6年度 八峰町生産性向上等支援補助金

補助対象者	八峰町に事業所を有する企業または団体および八峰町に住所を有する個人 ※農林水産業をはじめ、対象外業種があります。（裏面参照）
対象事業	（１）新分野に参入、または新規に開発した商品を生産するため、新たに導入する設備および機械等の購入 （２）既存事業の拡大および強化のため、新たに導入する生産性向上のための設備および機械等の購入
対象経費	設備および機械等の購入費 単価が１０万円以上（税込）のもので、対象事業費の合計が３０万円（税込）以上となること。ただし、設備本体と一体のものとして購入する付属品（オプション品）等は含めることができる。 ※設備および機械等は、生産および作業に直接かわるものであること ※事務用機器、自動車（３ナンバー・５ナンバー）は対象外 ※事業実施計画書（様式２号）を作成し、白神八峰商工会の認定を受けること ※申請は年度内１事業までとする。 ※町の他の補助金の交付を受けている場合は対象外
補助金額	（１）新規事業 対象経費の ３０％ 上限１００万円 （２）生産性向上事業 対象経費の １５％ 上限 ３０万円
申込期間	随時（ただし、３月末までに完了する事業であること。）
申請	○申請書類に必要事項を記入し、見積書等の資料を添付のうえ、商工観光課へ提出してください。 ○事業実施計画書（様式２）については、白神八峰商工会の認定を受ける必要がありますので、詳細については商工会までお問い合わせください。 ※申請書類等は商工観光課窓口および町ホームページから取得できます。
成果の報告 および公開	申請時に提出した事業実施計画の進捗状況について、補助金の交付を受けた翌年度から３年間、事業成果報告書を町長に提出していただきます。 実施した事業の内容については、町のホームページや広報等で公開する場合があります。
申込み先 問合せ先	八峰町役場 商工観光課 0185-76-4605 白神八峰商工会 0185-77-3161 <u>対象外の事業もありますので、申請前に必ず商工観光課へご相談ください。</u>